

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
(課名: 文化財保護課)

1 施設名		滋賀県立安土城考古博物館									
		敷地面積 67,836.50m ² 延床面積 8,006.17m ² 施設構造 鉄筋コンクリート造 2階建(本館)									
2 施設の概要		施設内容 (所在地) 近江八幡市安土町下豊浦6678 (設置目的) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資することを目的とする。 (設置年月) 平成4年4月									
3 募集概要		募集方法 非公募 募集要項配布期間 令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日 申請受付期間 令和7年9月12日 ~ 令和7年10月3日 指定期間 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日(1年間) 管理業務内容 (1) 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料(以下「博物館資料」という。)の収集、整理、保管および展示 (2) 博物館資料に係る調査研究および普及啓発 (3) その他滋賀県立安土城考古博物館の設置の目的を達成するために必要な業務 管理料参考額 144,446,000円 (消費税および地方消費税を含む。)									
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	—
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在地	名 称										
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	—									
5 審査の概要および結果		<p>審査方式 滋賀県指定管理者等選定委員会(博物館部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。</p> <p>選定委員会委員(博物館部会) *部会長(50音順、敬称略) *大橋 松行(滋賀県立大学名誉教授) 稻田 ますみ(弁護士) 上原 博樹(公認会計士) 北川 央(九度山・真田ミュージアム名誉館長) 松岡 久美子(近畿大学文芸学部教授)</p> <p>審査基準 別紙参照</p> <p>審査経過 第1回滋賀県指定管理者等選定委員会(博物館部会) (開催日) 令和7年7月16日 (内容) 指定管理者申請要項および審査基準について審議 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会(博物館部会) (開催日) 令和7年10月14日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定</p>									

	<p>指定管理者の候補者</p> <p>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</p>																
	<p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p> <p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1 (配点:30)</th><th>選定基準2 (配点:75)</th><th>選定基準3 (配点:75)</th><th>選定基準4 (配点:100)</th><th>選定基準5 (配点:20)</th><th>合計 (配点:300)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>23.2</td><td>52.2</td><td>47.8</td><td>64</td><td>12</td><td>199.2</td></tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点:30)	選定基準2 (配点:75)	選定基準3 (配点:75)	選定基準4 (配点:100)	選定基準5 (配点:20)	合計 (配点:300)	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	23.2	52.2	47.8	64	12	199.2		
申請者	選定基準1 (配点:30)	選定基準2 (配点:75)	選定基準3 (配点:75)	選定基準4 (配点:100)	選定基準5 (配点:20)	合計 (配点:300)											
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	23.2	52.2	47.8	64	12	199.2											
	<p>※点数は各委員の平均値（300点満点）</p> <p>※選定基準ごと（選定基準5を除く）の計および合計点が6割未満の場合は失格</p>																
	<p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>216</td><td>206</td><td>200</td><td>190</td><td>184</td><td>996</td><td>199.2</td></tr> </tbody> </table>	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	216	206	200	190	184	996	199.2
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値										
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	216	206	200	190	184	996	199.2										
審査結果	<p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td><td>144,446千円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>滋賀県指定管理者等選定委員会博物館部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、これまでの博物館管理の実績や健全な経営基盤により適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近3か年の決算の状況から、財務面に問題は無く、管理運営に必要な経営基盤を概ね有している。 新規性・チャレンジ性についても、SNSを活用して若い方などを取り込むような働きかけがされており、取組に向けた意欲が感じられる。 歴史や文化財に全く興味のない方を振り向かせられるような一層の取組が求められる。 安土城、信長、戦国により特化した学芸員の配置が求められる。 	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	144,446千円												
申請者	提示額																
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	144,446千円																

別紙 《 滋賀県立安土城考古博物館の審査の基準 》

選定基準 (条例第8条第2項)	審 査 項 目	審 査 内 容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	(1) 指定管理者の申請理由	・公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が、県民の利益に合致しているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	30
	(2) 管理運営の基本方針	・施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。		10	
	(3) 公平利用の確保	・全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。		10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	(1) 博物館の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	15	75
	(2) 博物館の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		15	
	(3) 利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・年間の広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		15	
	(4) サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・利用料金の設定は適切か。 ・募集要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。		15	
	(5) 博物館の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		15	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (3号)	(1) 博物館の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか。	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	75
		・必要な経費を見積もっているか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。		35	

4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（4号）	(1) 事業計画の内容・適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 事業計画と事業計画の整合性は図られていますか ・ 収支計画の実現可能性はあるか。 ・ 団体の経営モラルは適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画 ・ 施設管理制度表 ・ 従業員雇用計画 ・ 会社概要 ・ 会社定款 ・ 法人の登記事項証明書 ・ 財務諸表 ・ 登録証明書 等 	30	100
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制は十分か。 ・ 職員採用・確保の方策は適切か。 ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か。 ・ 博物館法第5条に規定する学芸員資格を有し、さらに文化財保護法第53条第1項ただし書に規定されている「公開承認施設」の要件を満たす学芸員を配置できる体制になっているか。 		30	
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の財務状況は健全か。 ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 		10	
	(4) 類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館または類似施設を良好に運営した実績はあるか。 		10	
	(5) その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態に対応する体制がとれるか。 ・ 環境への配慮がなされているか。 		10	
	(6) 人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。 ・ 人権等に配慮した施設運営が可能か。 	・ 事業計画書	10	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	(1) 地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るために契約の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本店を有する事業者であるか。 ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社定款 ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働) 	10 2	20

		<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基 	2

		づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し		
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録 <ul style="list-style-type: none"> ・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人工エステージ協会の実施するエコステージの認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し 	2
合計		300	300	

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

